「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」等に係る意見募集の結果について

令和８年６月 26 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

１．概要

デジタル庁では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」等の内容について、以下の要領で、国民の皆様から御意見を募集しました。

〇募集期間　：　令和８年５月 11 日から６月９日まで（行政手続法に基づく手続）

〇提出方法　：　電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム及び郵送にて御意見を受付

２．お寄せ頂いた御意見

19 件

３．御意見の概要と御意見に対する考え方

御意見の概要及び御意見に対するデジタル庁の考え方は、別紙のとおりです。なお、いただいた御意見を適宜整理又は要約しております。

４．その他

今回の改正に係る、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の一部を改正する命令」については、本日公布しております。